

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求める意見書

現在、教職員は、新学習指導要領への対応のほか、子供たちを取り巻く貧困やいじめの問題への対応等、その果たすべき役割が増え続ける中において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校現場での感染症対策が加わるなど、本来、子供たちの豊かな学びを実現するための教育研究や授業の準備に充てるべき時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

この状況下において、子供たちの豊かな学びと教職員の働き方改革を実現するためには、加配措置ではない、定数改善計画に基づく教職員定数の抜本的な改善を行うことが不可欠である。

一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立義務教育諸学校の教職員の給与の一部を国が負担することとする義務教育費国庫負担制度は、平成18年度の義務教育費国庫負担法等の改正により、国の負担割合がこれまでの2分の1から3分の1に引き下げられた結果、厳しい財政状況においても自主財源により人的措置等を行っている自治体もあるなど、大きな課題となっている。

国は、憲法上の権利として子供たちが居住地にかかわらず一定水準の教育を受けられることを保障し、豊かな子供の学びを実現するためにも、教職員定数の改善に向けた財源の確保等必要な施策を進める必要がある。

よって、本県議会は、下記事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 計画的に教職員定数の改善を推進し、教職員を増員すること。
 - 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に戻すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	} 宛て	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総		務		大		臣
財		務		大		臣
文	部	科	学	大		臣
沖縄及び北方対策担当大臣						